

鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関する規則及び鈴鹿市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月16日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第21号

鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関する規則及び鈴鹿市都市計画法施行細則の一部を改正する規則（鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関する規則の一部改正）

第1条 鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関する規則（平成11年鈴鹿市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1号様式（第2条関係） 略 略 備考 1 略 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。 3 認定申請に <u>当たっては</u> 、申請	第1号様式（第2条関係） 略 略 備考 1 略 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。 3 認定申請に <u>あたっては</u> 、申請

文中当該認定の根拠となる条
項以外の条項は抹消するこ
と。

文中当該認定の根拠となる条
項以外の条項は抹消するこ
と。

(鈴鹿市都市計画法施行細則の一部改正)

第2条 鈴鹿市都市計画法施行細則（平成11年鈴鹿市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5号様式（第2条関係） 略 備考 1～3 略 4 「許可年月日及び番号」欄は、 <u>宅地 造成及び特定盛土等規制法</u> 又は都市計 画法の規定による許可の年月日及び番 号を記入すること。 5 略	第5号様式（第2条関係） 略 備考 1～3 略 4 「許可年月日及び番号」欄は、 <u>宅地 造成等規制法</u> 又は都市計画法の規定に よる許可の年月日及び番号を記入する こと。 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。